

令和2年第1回九戸村農業委員会総会

議 事 録

下記のとおり、令和2年第1回九戸村農業委員会総会を招集した。

1 招集の日時 令和2年1月20日 午後1時00分～

1 招集の場所 九戸村役場3階 第2会議室

1 出席委員数 9名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
3 番	〃	高 倉 徳 見
4 番	〃	城 戸 あき子
5 番	〃	山 本 隆 也
6 番	〃	七 戸 はるみ
7 番	〃	関 口 富貴子
8 番	〃	南 信 男
9 番	〃	山 地 博
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 4名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

12 番	〃	田 澤 松 雄
14 番	〃	大 崎 善 孝
15 番	〃	小井田 重 雄
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

2 番	委 員	平 中 実 博
11 番	推進委員	芥 藤 誠 一
13 番	〃	松 澤 浩 二

1 説明・職務のため出席した者

事務局長	杉 村 幸 久
主任	大 崎 篤 史
主事	田 澤 直 樹

提出議案

- 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」
- 議案第2号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」
- 議案第3号 「適用外証明交付申請の承認について」
- 議案第4号 「非農地判断について」
- 議案第5号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」

<p>議長</p>	<p>開会 午後1時00分～</p> <p>ただ今から令和2年第1回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中9名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。平中委員並びに斉藤推進委員と松澤推進委員からは所用のため欠席する旨の報告を受けております。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議事録署名委員に8番南委員と9番山地職務代理者を、書記には事務局の田澤主事を指名致します。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、関係委員の議案がありますので1番と2番を先に審議したいと思いますので、七戸委員は一時退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(七戸委員 退席)</p> <p>案件1番、2番の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>ないようですので、案件1番と2番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>案件1番と2番は、原案のとおり決定されました。</p> <p style="text-align: center;">(七戸委員 着席)</p> <p>それでは案件3番の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p> <p>3番 事務局 議長</p> <p>14番 3番 議長</p>	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>案件3番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>これは本人申請ですか。代理申請ですか。</p> <p>本人申請です。</p> <p>他ございませんか。</p> <p>本人申請と代理申請はどう違うのですか。</p> <p>本人申請は当事者が、代理申請は行政書士さんに依頼し料金を払って行うものです。</p> <p>他ございませんか。</p>

<p>議長 事務局 議長</p>	<p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第1号の案件3番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案1号の案件3番は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。なお、推進委員に關係する案件がございますので、大崎推進委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(大崎推進委員 退席)</p> <p>案件1番の説明願います。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
<p>事務局 議長 3番 事務局 3番 事務局</p>	<p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第2号の案件1番は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号の案件1番は、原案のとおり承認されました。</p> <p>(大崎推進委員 着席)</p> <p>つづきまして、議案第2号の案件2番以降の説明をお願いします。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第2号の案件2番から19番までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>●●さんですが、農地を持っていないようですが、●●？</p> <p>はい。そうです。</p> <p>実家というか、●●さんは農地がある人だったの？</p> <p>ありましたし、現在も村内で営農している方です。また、申請の時に●●さんと●●さんがお見えになりまして、住所は●●なのですが九戸村のほうにいるようなお話しはしてありました。</p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>あの●●やっってる人じゃないの。他ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第2号の案件2番から19番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号の案件2番から19番は、原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第3号「適用外証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局説明願います。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第3号の説明が終わりました。現地確認については七戸委員と石川推進委員にお願いしておりますので、報告をお願いします。</p>

6 番	本日 9 時半より事務局の大崎さんと石川推進委員と私の 3 人で現地確認を行いました。申請者の●●さんは都合により立会が出られないとのことでした。ずっと作付していないということもあって、田に行くための道路も無い状態で作付も無理なのかなと確認してきました。以上です。
議長	ご苦労様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
3 番 事務局	山林か原野になると思いますが、今後、売買とかそういうことがあって申請したの？ ●●さんが申請にお見えになった時に今後の事業や転用の計画があるかということも質問しましたが、特にそういう計画はないとのことでした。
議長	他ございませんか。
1 番 事務局	周りには田や畑がありますか。 農地もありますが、周囲は河川、原野、山林になっていますので、農地地帯の真ん中にあるような場所ではないです。
14 番 議長 事務局	こうした場合、地目は何になるの。 自分で法務局で変えないと農業委員会では許可をもらっただけになるのでしょうか？ 許可となりますと、●●さん本人が地目変更の登記に行かなければいけません。その時に●●さんが原野なのか山林なのか申請する時に我々の証明書が必要ですし、現地も登記官が現地を見ますので、●●さんの申請によるかと思います。
3 番 事務局	そのままにせず、「必ず登記して下さい」という話をして下さい。
15 番 事務局	助言指導いたします。 農業委員会で非農地判定されても登記をしない限りは農地のままであることだよ ね。
14 番 議長	そうです。登記地目を変える場合には法務局へ申請が必要です。税務課の地目については、私たちのほうからも税務課へ報告するので、現地調査を行って課税地目を直すということはあるかと思えます。
14 番 事務局	法務局に山林で届出れば山林になるんだ。 現地が山林であれば、農地ではないということを農業委員会で認めているから通ると思うけど。
14 番 事務局 議長	山林に地目変更されれば、もし、時がたって例えば、そこに建物建てるというときには農業委員会には何も出す必要はなくなるの？ そうなります。 他ございませんか。
	(なし)
	ないようですので、議案第 3 号「適用外証明交付申請の承認について」は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
	議案第 3 号は原案のとおり承認されました。 つづきまして、議案第 4 号「非農地判断について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局	【議案書を読み上げて説明】
議長	議案第4号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
6番	7番と8番ですが、●●さんの案件ですが、本人が施設に入っている状態ですが、連絡を取るとなった場合はどのようにするのですか。
事務局	お手紙のほう転送になっているかと思いますが、ここで非農地となると「非農地判断通知書」を発行し送ります。その際に●●さんのお手紙は戻ってきたことがなかったもので、転送になったのかなと思います。
3番	非農地になったら意思確認はするの。手紙とか。
事務局	手続き上は不要なものですが、手紙は出しています。
3番	出した後の回答は？
事務局	異議があれば申し出て下さいというものです。なければ、何にも回答はありません。もしご審議の結果、非農地と判断される時は、回答が得られるかわかりませんが、入所施設とかを調べてみたいと思います。
議長	他ございませんか。
3番	非農地扱いになった場合、固定資産税とかは税務課に報告はいきますか。
事務局	税務課にも報告がいきます。非農地にした時には法務局と税務課と再生協議会のほうに通知しています。
3番	固定資産税は変わっているようですか？
事務局	農家台帳と固定資産台帳を年に一回突き合せなければならないので、そこで結果を見ると税のほうも農地ではない課税地目になっているように見受けられます。
議長	他ございませんか。
	(なし)
	ないようですので、議案第4号「非農地判断について」は原案のとおり非農地と判断し、決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
	議案第4号は、原案のとおり判断されました。
	つづきまして、議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局説明願います。
事務局	【議案書を読み上げて説明】
議長	議案第5号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
15番	改めてこのように決議が出たということは、何かあったことですか。
事務局	別添資料に示しますとおり、●●県や●●県で同じ月に何回も不祥事があったということです。
議長	他ございませんか。
	(なし)
	ないようですので、議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案」については、原案のとおり決議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議案第5号は、原案のとおり決定されました。

本日の議案は以上です。

これを持ちまして、令和2年第1回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

閉会日時 令和2年1月20日 午後1時50分終了